

根室市幼保連携会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の幼児保育・教育（以下「幼児保育等」という。）の施策及び運営を総合的かつ効果的に推進するに当り、その重要な役割を担う保育所（園）、幼稚園及び認定こども園の連携を深め、幼児保育等全体の質の向上を図るため、幼保連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項の協議・検討を行う。

- (1) 保育所（園）、幼稚園及び認定こども園における幼児保育等の推進に関すること。
- (2) 保育所（園）、幼稚園及び認定こども園の運営等の情報交換に関すること。
- (3) 保育所（園）、幼稚園及び認定こども園の従事者確保に関すること。
- (4) その他幼児保育等に係る連携に関すること。

(構成)

第3条 連携会議は、別表に掲げる関係機関を持って構成するほか、子育て支援のため必要とする関係者を加えることができる。

(座長)

第4条 連携会議に座長を置き、構成員が互選する。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 連携会議の会議は、座長が召集する。

- 2 連携会議は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(意見の聴取等)

第6条 連携会議は、必要があると認めるときは、当該連携会議の構成機関以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、根室市市民福祉部こども子育て課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	機 関 名	構 成 員
保育園	しらかば保育園	しらかば保育園園長
	みさき保育園	みさき保育園園長
幼稚園	根室つくし幼稚園	根室つくし幼稚園園長
	睦の園幼稚園	睦の園幼稚園園長
認定こども園	根室カトリック幼稚園	根室カトリック幼稚園園長
保育所	まつもと保育所	まつもと保育所所長
	こまば保育所	こまば保育所所長
	ほうりん保育所	ほうりん保育所所長
子育て支援施設	子育て相談所	子育て相談所所長
市役所	総合政策部少子化対策推進室	総合政策部少子化対策推進室長
	市民福祉部こども子育て課	市民福祉部こども子育て課長